



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクター
まもるくん

まもる

第2号
2022.5

発行元

松江市権利擁護推進センター
TEL 0852-27-8389 FAX 0852-67-1330
メール mamoru@shakyou-matsue.jp
〒690-0852 松江市千鳥町70番地
松江市総合福祉センター3階

成年後見制度啓発用ミニドラマのDVDが完成しました！

このたび、成年後見制度の啓発用DVDが完成しました。

このDVDには、認知症になった主人公「つばきさん」が成年後見制度を活用し、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らす様子を描いた約20分間のミニドラマが収録されています。

ドラマでは、つばきさんを見守る地域住民や市民後見人、さまざまな専門職との交流の様子も描かれていることから、このDVDを、成年後見制度に関する入門編的ツールとしてだけでなく、地域の身近な権利擁護支援のあり方について考えていただくきっかけとしても役立てていただけるのではと考えています。

ドラマのキャスティングにあたっては、配役と同様のお仕事に携わっておられる方々や権利擁護支援を担っておられる地域の方々にご協力いただきました。地域の皆さま、関係機関の皆さんと一緒にこのドラマをつくりあげることができたことに、とても大きな意味があると感じています。

完成したDVDは、出前講座や市民後見人等養成講座の教材として活用するほか、市民の皆さまへの貸し出しも行います。出前講座およびDVDの貸出については、松江市権利擁護推進センターまでお問合せください。



完成したDVD

ミニドラマの一場面



所長よりごあいさつ

ご本人の『思う』『考える』『決める』を
みんなで支えるために

令和3年3月25日、第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。本計画には、「～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」というサブタイトルがついています。これは、このような目的をもって、権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を推進するということを説明したものです。本計画では、地域共生の実現という目的に向か、これまで必ずしも明確に定義していかなかった「権利擁護支援」の定義が盛り込まれました。

先日後見人候補人を推薦するために、訪問をした際に、ご本人が「私のことを理解してくれる人に後見人さんになってほしいです。」と言われました。ご本人は、

松江市権利擁護推進センター
所長 金森 志野



身寄りがなくお金の管理や、契約ごとが一人ではできないことに不安を感じておられました。後見人が決まった際にはいろいろなお話を聞いてみたいと後見人の決定を楽しみにされています。

今年、松江市権利擁護推進センターは2年目を迎える。センターの今年度のテーマは、「市民とともに『権利擁護マインド』について考え、市民および関係機関の皆さんと一緒に地域連携ネットワークの充実を目指す。」です。マスコットキャラクター「まもるくん」とともに、その実現に向けて歩んでいきたいと思っております。関係者の皆様、市民の皆様のご協力とご指導を賜りますようにどうぞよろしくお願ひいたします。

出演された方からコメントをいただきました！

①つばきさん役：杉原 之恵さん

(現役の日常生活自立支援事業生活支援員さん)

高齢社会となり、今後はますます認知症になる方が多くなると指摘されています。認知症になったときの対応で困る方も、このミニドラマからなんらかのヒントが得られると思います。特に、おひとり暮らしの方が認知症になられた場合には、周囲の方もどう支援すればよいかがわからず困られることがあります。このドラマを見れば、そんなときにどこへ相談すればよいかも知ることができます。

私は平成16年から日常生活自立支援事業の生活支援員を続けています。支援員の仕事では、利用者さんとの信頼関係が不可欠です。利用者さんが自立して安心した生活ができるように支援するためには、利用者さんの精神面、身体面、生活の状況に留意し、自立した生活を阻む物事に早く気づいて対応する必要があります。利用者さんの言葉に耳を傾け、不安や苦しみ、悲しみや喜びを利用者さんの立場になって考え、共感する中で、自立した生活を阻む原因に気づくことができます。例えば、悪徳商法では？と思われる高価な買い物をしておられたり、病気の前兆があるのに気づかずにおられたりする場合には、社協の専門員さんに報告すると、専門員さんが即刻関係各所との連携を取り、問題の解決を図られます。

利用者さんが自立した生活の中で見せてくださる笑顔を拝見すると、私の心もホッコリします。高齢の利用者さんの残りの人生が幸せでありますように、また、若い利用者の未来が希望に満ちた人生でありますようにと、祈らずにはいられません。



②民生委員役：稻田 宗さん

(現役の民生児童委員さん・現役の法人後見支援員さん)

私は民生児童委員として日頃から多くの方の見守りをしてまいりました。ドラマの主人公である『つばきさん』と同じように軽い認知症の方もおられましたが、見守りを続けることが一番だと思っていました。

ドラマで民生児童委員役を演じてみて、成年後見制度をもっと多くの方に知っていただき、制度を利用していただくことが大切だと感じました。元気なうちに後見人さんにお願いをして、安心して日々を暮らしたいものです。

③市民後見人役：田原 竜平さん

(現役の日常生活自立支援事業生活支援員さん)

成年後見制度のドラマづくりに参加させていただき、本当にありがとうございました。



私の場合、市民後見人に興味をもったのは、子どもが交通事故で生活介護が必要な体となってしまい、「将来の子どもの生活をどのようにしたらよいか」と考えたことがきっかけでした。

ミニドラマの中でも悪徳商法等の例がありましたが、トラブルを避けて、日常生活を安全に過ごしていく環境をどうすれば残せるだろうかと考えています。成年後見制度は、障がい者の方はもちろん、高齢者の方にも必要な仕組みだと感じています。

このドラマを通して、多くの方が成年後見制度と市民後見活動に関心をもっていただけることを期待しています。関係者のみなさま、本当におつかれさまでした。

津田地区社会福祉協議会理事会にてDVDを活用した研修を行いました



4月18日（月）、津田公民館で津田地区社会福祉協議会の理事会が開催されました。30分程度の時間をいただいて、初めてのDVDを活用した成年後見制度の研修を実施することができました。

みなさんの反応が気になってドキドキしていましたが、視聴された方から「成年後見制度のことがわかりやすく紹介されていてよかったです。いいものができましたね！」との感想をいただきました。

令和3年7月～令和4年3月の相談実績

① 相談経路（実数）

	新規		
	一般市民	関係機関	後見人等
訪問	1	5	3
来所	23	6	
電話	26	33	2
計	50	44	5
	合計	99	

●●令和3年度のまとめ●●

令和3年度の新規相談は、ご本人やご家族・ご親族から特に多く寄せられました。また、ケアマネージャーさんや医療機関の相談員さんなどから多くのご相談が寄せられました。

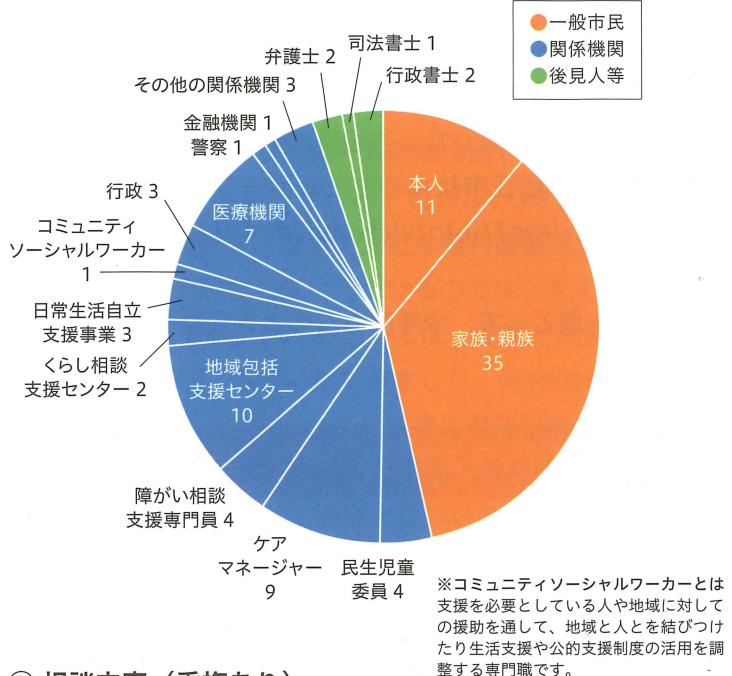
ご相談の内容としては、①成年後見制度に関するもの、②日常生活自立支援事業の新規利用に関するもの、③高齢者や障がい者の方の金銭管理に関するものの3つが特に多く寄せられました。

この背景には、成年後見制度に関する市民の皆さんの関心が高まっていることに加えて、関係機関のスタッフの皆さん方が地域におられる権利擁護を必要とする方々をしっかりと発見し、見守っておられるということがあるのではないかと考えています。

「ご自身やご家族の将来のためにも成年後見制度について知っておきたい」という市民の皆さんからのご相談が増えています。



② 新規相談（99件）の経路内訳



③ 相談内容（重複あり）

	一般市民	関係機関	後見人等
成年後見制度の相談	33	14	
日常生活自立支援事業	3	18	
金銭管理	8	9	1
成年後見申立て支援	4	9	1
虐待・権利侵害	5	2	1
その他	4	2	1
相続・遺言	3	2	
任意後見について	3	1	
後見人の交代・辞任	2	1	1
財産・資産	4		
住居	2	1	1
判断能力	2	1	
債務・浪費	2	1	
財産管理		1	1
身上保護		1	1
親族後見について	1		
診断書・鑑定書	1		
家裁への業務報告・手続き	1		
不正・苦情	1		
高齢者あんしんサポート事業	1		
身元保証		1	
入院・医療	1		
合計	81	64	8

●●今後の課題●●

より多くの市民や関係機関の皆さんに気軽にご相談いただくとともに、ひとりでも多くの方に地域の権利擁護支援活動の輪に加わっていただくことが大切です。

これを実現するためにも、様々な機会を活用して、当センターの役割と地域の権利擁護支援に関する広報・啓発活動をしっかりと続けていきたいと考えております。

身寄りのない方からの任意後見制度に関するご相談も増えています。



まもるくん

「親族後見人さんのつどい」を開催しました！



令和4年2月25日（金）に「親族後見人さんのつどい」を開催しました。このつどいは、松江市内でご家族・ご親族の成年後見人・保佐人・補助人として活動しておられる方に親族後見人ならではのお悩みや不安などについて気軽に語りあえる場を提供することを目的として開催しました。これまでには、親族後見人どうしの意見交換の場がなく、今回が初の試みとなりましたが、現役の親族後見人さんや今後親族後見人の受任を考えておられる方など4名の市民の方が参加されました。また、つどいのアドバイザーである法テラス島根法律事務所の三村明弁護士からは、後見業務のポイントやコツなどについて、わかりやすく実践的なアドバイスを多数いただきました。

参加者同士の意見交換も活発に行われ、「こういう会ができるのを待っていました！」との声もいただきました。当日は山陰中央新報社による取材もありました。新聞記事は、松江市社協のホームページ（<http://www.shakyou-matsue.jp/cgi-bin/rus7/info/view.cgi?d=496>）にて見ていただけます。

松江市権利擁護推進センターでは、親族後見人への支援の一環として、今年度もこのようなつどいを定期的に開催していきたいと考えております。

親族後見人を経験された市民の方から手記をお寄せいただきました

『私の成年後見から』 Sさん（68歳・男性）

私は、亡母が認知症となったことにより成年後見人を経験しました。

身上監護は施設の方がよく行ってくださり、また、母に必要な物やほしいものがある場合には金銭管理について相談し、月に一度精算することとしました。施設にもよるのでしょうか、お願いしたいことをしっかりと話しあわれると、きっと良い案が出るのではないかと思います。

後見人として活動する際には、どんな小さなことでも相談できる方がいるとよいと思います。これからは松江市権利擁護推進センターにも相談されるとよいのではないかでしょうか。

『感謝と恩返し』 Mさん（58歳・男性）

私は、大叔母の成年後見人に選任されて8年目を迎えます。実際に後見人をやってみて、成年後見とは、ご本人様に最終章まで寄り添う、究極の職務だと考えています。正直、とても大変です。また、制度自体の認知度が低く、誤解をしている人も多いのでは感じることもあります。

昔、大叔母には祭事や田畠作業の手伝いや私のスポーツ大会の応援等で大変お世話になりました。私は、感謝の気持ちで大叔母に寄り添い、この恩に報いたいとの思いで成年後見人をさせていただいています。『感謝と恩返し』、まさにテレビドラマの主人公になったような気持ちもあります。

しかし、この「後見人」、決して一人だけでできるものではありません。私は、数年前から、支援を求める人、当事者となる人、そして後見人の悩み事等の相談に対応して貢える基幹的組織が出来ることを望んでいました。そのような中、私が望んでいた「松江市権利擁護推進センター」が令和3年7月に開所され、とても感慨深い気持ちです。センターさんは、熱意と誠意をもって後方支援をして頂きたいと思います。センターの益々の発展を祈念しています。

成年後見制度と権利擁護に関するご相談や出前講座のご依頼は下記までお気軽にお問い合わせください。

松江市権利擁護推進センター

〒690-0852 松江市千鳥町70番地 松江市総合福祉センター3階

電話：0852-27-8389 Eメール：mamoru@shakyou-matsue.jp